

2022年11月10日

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月10日開催の当行取締役会において、第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第35条の規定に基づき、2022年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき35円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2022年12月9日 |

(以上)